

事業量の見込み

※量の見込みと確保方針を示しています。量の見込みと確保方針が異なる場合は（ ）で方針を示しています。

			R7	R8	R9	R10	R11
教育・保育	1号	〔幼稚園機能〕 (人)	262	223	189	161	136
	2号	〔保育機能〕 (人)	965	895	815	772	750
	3号	0歳〔保育機能〕 (人)	92	90	89	87	85
		1歳〔保育機能〕 (人)	245	241	236	232	227
		2歳〔保育機能〕 (人)	309	303	297	292	286
	計			1,873	1,752	1,626	1,544
延長保育事業 (延べ人数、か所)			427(19)	421(19)	414(19)	408(19)	402(19)
一時預かり事業	1号〔保育の必要性なし〕 (人、か所)	3(18)	3(18)	3(18)	3(18)	3(18)	
	1号〔保育の必要性あり〕 (人、か所)	160(18)	152(18)	144(18)	137(18)	130(18)	
	保育所等における一時預かり (人、か所)	35(2)	35(2)	35(2)	35(2)	35(2)	
地域子育て支援拠点事業 (延べ人、か所)			13,174(12)	12,426(12)	11,982(12)	11,658(12)	11,183(12)
ファミリー・サポート・センター事業 (延べ人)			152	154	156	159	161
放課後児童クラブ	低学年 (人)	793	747	713	671	616	
	高学年 (人)	434	414	405	376	352	
	計	1,227	1,161	1,118	1,047	968	
妊婦健康検診 (人)			303	288	274	266	256
乳児家庭全戸訪問事業 (人)			303	288	274	266	256
産後ケア事業 (回)			38	38	38	38	38
子育て世帯訪問支援事業 (人)			20	20	20	20	20
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護等 (人、会議数、乳幼児健診)	57(3・120)	55(3・120)	53(3・120)	51(3・120)	48(3・120)	
	養育支援 (人)	51	49	46	45	43	

「1号認定」…満3歳以上で保育の必要のない児童

「1号認定（保育の必要性あり）」…満3歳以上で幼稚園希望かつ保育の必要な児童

「2号認定」…満3歳以上で保育の必要な児童 「3号認定」…満3歳未満で保育の必要な児童

登米市福祉事務所子育て支援課

〒987-0446 宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-5562 FAX：0220-58-2375

E-mail：kosodateshien@city.tome.miyagi.jp

概要版

第三期登米市 子ども・子育て支援事業計画 令和7年度～令和11年度



子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。安心して子どもを産み育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最も重要な課題の一つです。

登米市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「登米市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、教育・保育について必要な量を定め、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう推進してきました。

今回、第二期計画が令和6年度（2024）をもって計画期間が終了することから、引き続き、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、これまでの基本理念を継承し、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とした「第三期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

登米市

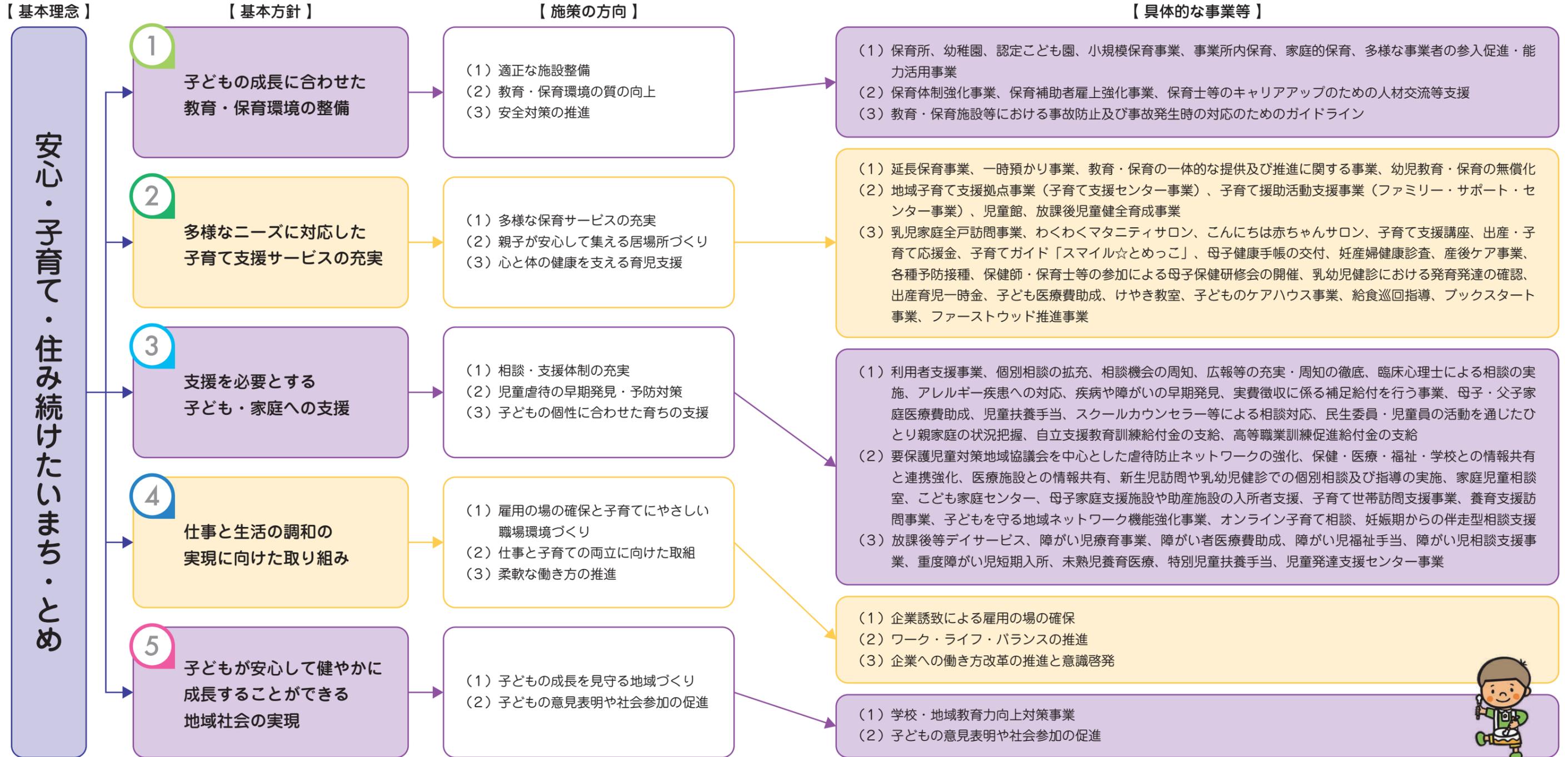
計画の基本的な考え方

施策の体系図

基本理念の実現に向け、第三期計画では「子どもの安全・安心」「切れ目のない支援」「地域社会で子育てを応援していく環境づくり」の三つの視点から、様々な施策の展開を図ってまいります。

※ 現状及びニーズ調査の結果、登米市の課題として次の5項目を洗い出しました。

- ①教育・保育環境の整備
 - ②多様なニーズへの対応
 - ③支援を必要とする子ども・家庭への支援
 - ④仕事と生活の調和に向けた取り組み
 - ⑤子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現
- この課題解決に向けた取組は次の通りです。



《 教育・保育提供区域の設定 》



計画には、教育・保育の提供区域を定め、「量の見込み（需要）」に対する「確保方を記載する必要があります。

登米市では、利用を希望する教育・保育施設等が保護者の居住エリアや勤務地の異動、交通事情、保護者の希望等により変化するものであることから、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定しました。

《 計画の進捗状況の点検及び評価 》



計画の進捗状況については、子どもの保護者や子育て支援に関する事業者、学識経験者などで構成する「登米市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検、評価を実施し、その結果をホームページ等で公表します。

また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、中間年度（令和9年度）を目安として必要に応じて計画の見直しを行います。